

大会参加申込に関する細則

第1条（目的）

この細則は、競技委員会規程第3条の規定により、連盟主催大会の参加申込に関し、必要な事項を定める。

第2条（参加資格等）

各大会の参加資格等は、別表1の連盟主催大会参加資格等一覧のとおりとする。

第3条（参加申込み方法）

参加申込み方法は、次のとおりとする。

- (1) 日本連盟大会申込システム(支部大会申込)を利用し期限までに申込並びに参加料を所定口座へ振込むこととする。(本システム以外の申込みは受け付けない。)
- (2) 選手名は実力が上位と思われる順に記載するものとする。
- (3) 申込みは、クラブ単位又は支部単位で行うものとする。原則として、個人での申込みは受け付けない。
- (4) 団体戦に2チーム以上申込みする場合は、各チームの選手名を明記すること。

第4条（参加料の領収・返金）

1. 受納した参加料の領収書は、振込金受領書をもって替える。
2. 受納した参加料は返金しない。但し、大会を予定日以前に中止した場合はこの限りではない。